

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	全編 機構改変による課名変更 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市民協働部</u> ・<u>福祉こども部</u> ・<u>健康推進部</u> ・<u>資産活用課</u> ・<u>防災課</u> ・<u>開発推進係</u> ・<u>経営企画課</u> ・<u>こども課</u> 	全編 機構改変による課名変更 <ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部 ・市民協働部→<u>市民生活部</u> ・福祉こども部 → 福祉部 ・健康推進部 → こども健康部 ・資産活用課→<u>財政課</u> ・防災課→<u>危機管理課</u> ・開発推進係→<u>施設マネジメント係</u> ・経営企画課→<u>企画政策課</u> ・こども課→<u>保育課</u>※一部のみ 	
	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
9	<p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>中部地方整備局</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧（<u>追記</u>）その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>中部地方整備局</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考																														
	第2編 災害予防	第2編 災害予防																															
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進																															
14	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>防災課</td> <td> 1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 2 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 </td> </tr> <tr> <td>第2節 (追記) 自主防災組織 (追記)・ボランティアとの連携</td> <td>防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社</td> <td> (追記) 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受け体制の整備及び協力・連絡体制の推進 </td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>全庁</td> <td> 1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 1(5) 要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追記)</td> <td>(追記)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 防災協働社会の形成推進	防災課	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 2 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 (追記) 自主防災組織 (追記)・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	(追記) 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受け体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	全庁	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 1(5) 要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備		(追記)	(追記)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>危機管理課</td> <td> 1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 2 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 </td> </tr> <tr> <td>第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携</td> <td>危機管理課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社</td> <td> 1(1) 消防団の充実強化 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) 防災関係団体ネットワーク化 1(6) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受け体制の整備及び協力・連絡体制の推進 </td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>全庁</td> <td> 1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 1(5) 要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>名古屋地方気象台</td> <td>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 防災協働社会の形成推進	危機管理課	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 2 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	危機管理課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	1(1) 消防団の充実強化 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) 防災関係団体ネットワーク化 1(6) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受け体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	全庁	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 1(5) 要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備		名古屋地方気象台	3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主な内容																															
第1節 防災協働社会の形成推進	防災課	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 2 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																															
第2節 (追記) 自主防災組織 (追記)・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	(追記) 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受け体制の整備及び協力・連絡体制の推進																															
第3節 企業防災の促進	全庁	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 1(5) 要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備																															
	(追記)	(追記)																															
区分	機関名	主な内容																															
第1節 防災協働社会の形成推進	危機管理課	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 2 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																															
第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	危機管理課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	1(1) 消防団の充実強化 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) 防災関係団体ネットワーク化 1(6) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受け体制の整備及び協力・連絡体制の推進																															
第3節 企業防災の促進	全庁	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 1(5) 要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備																															
	名古屋地方気象台	3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発																															
	第2節 (追記) 自主防災組織 (追記)・ボランティアとの連携	第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携																															
15	<p>1市における措置</p> <p>(追記)</p> <p>(1) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p>	<p>1市における措置</p> <p>(1) 消防団の充実強化</p> <p>市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(3) 防災ボランティア活動の支援</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																														
16																																	

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
17	<p>(略)</p> <p>(3) 連携体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害ボランティアセンター</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 連携体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害ボランティアセンター</p> <p>(略)</p>	
	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
20	<p>(略)</p> <p>2 市及び商工会議所等における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 市及び商工会議所等における措置</p> <p>(略)</p> <p>3 名古屋地方気象台における措置</p> <p><u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策	
24	<p>(略)</p> <p>3 関連調整事項</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(3) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。</p>	<p>(略)</p> <p>3 関連調整事項</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p><u>また、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。</u></p> <p>(4) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考																																										
	第3章 土砂災害等予防対策																																												
31	主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td><td>都市計画課、建築課</td><td>1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制</td></tr> <tr> <td>第2節 土砂災害の防止</td><td>県 防災課、土木港湾課</td><td>1(1) 土砂災害警戒区域等の指定 1(2) 山地災害危険地区的把握 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知</td></tr> <tr> <td>第3節 土砂災害対策</td><td>防災課、土木港湾課</td><td>1 関連調整事項</td></tr> <tr> <td>第4節 要配慮者利用施設に係る 土砂災害対策</td><td>防災課、土木港湾課、 県 防災課、高齢介護課、 福祉課、 こども課、学校教育 課 社会福祉施設等管理者</td><td>1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等の対する防災知識の普及 2(1) 連携体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市長の指示等 2(4) 市長の助言・勧告 3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施</td></tr> <tr> <td>第5節 宅地造成の規制誘導</td><td>都市計画課、建築課、 県</td><td>1 災害防止バトロール等の実施</td></tr> <tr> <td>第6節 被災宅地危険度判定の体制整備</td><td>建築課</td><td>1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課、建築課	1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制	第2節 土砂災害の防止	県 防災課、土木港湾課	1(1) 土砂災害警戒区域等の指定 1(2) 山地災害危険地区的把握 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知	第3節 土砂災害対策	防災課、土木港湾課	1 関連調整事項	第4節 要配慮者利用施設に係る 土砂災害対策	防災課、土木港湾課、 県 防災課、高齢介護課、 福祉課、 こども課、学校教育 課 社会福祉施設等管理者	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等の対する防災知識の普及 2(1) 連携体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市長の指示等 2(4) 市長の助言・勧告 3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施	第5節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課、 県	1 災害防止バトロール等の実施	第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備	主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td><td>都市計画課、建築課</td><td>1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制</td></tr> <tr> <td>第2節 土砂災害の防止</td><td>県 危機管理課、土木港 湾課</td><td>1(1) 土砂災害警戒区域等の指定 1(2) 山地災害危険地区的把握 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知</td></tr> <tr> <td>第3節 土砂災害対策</td><td>危機管理課、土木港 湾課</td><td>1 関連調整事項</td></tr> <tr> <td>第4節 要配慮者利用施設に係る 土砂災害対策</td><td>危機管理課、土木港 湾課、 県 危機管理課、高齢介 護課、福祉課、 課保育課、学校教育 課 社会福祉施設等管理者</td><td>1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等の対する防災知識の普及 2(1) 連携体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市長の指示等 2(4) 市長の助言・勧告 3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施</td></tr> <tr> <td>第5節 宅地造成等の規制誘導</td><td>都市計画課、建築課、 県</td><td>1(1) 宅地造成等工事の許可等 1(2) 災害防止バトロール等の実施</td></tr> <tr> <td>第6節 被災宅地危険度判定の体制整備</td><td>建築課</td><td>1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課、建築課	1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制	第2節 土砂災害の防止	県 危機管理課、土木港 湾課	1(1) 土砂災害警戒区域等の指定 1(2) 山地災害危険地区的把握 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知	第3節 土砂災害対策	危機管理課、土木港 湾課	1 関連調整事項	第4節 要配慮者利用施設に係る 土砂災害対策	危機管理課、土木港 湾課、 県 危機管理課、高齢介 護課、福祉課、 課保育課、学校教育 課 社会福祉施設等管理者	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等の対する防災知識の普及 2(1) 連携体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市長の指示等 2(4) 市長の助言・勧告 3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施	第5節 宅地造成等の規制誘導	都市計画課、建築課、 県	1(1) 宅地造成等工事の許可等 1(2) 災害防止バトロール等の実施	第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備	
区分	機関名	主な内容																																											
第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課、建築課	1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制																																											
第2節 土砂災害の防止	県 防災課、土木港湾課	1(1) 土砂災害警戒区域等の指定 1(2) 山地災害危険地区的把握 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知																																											
第3節 土砂災害対策	防災課、土木港湾課	1 関連調整事項																																											
第4節 要配慮者利用施設に係る 土砂災害対策	防災課、土木港湾課、 県 防災課、高齢介護課、 福祉課、 こども課、学校教育 課 社会福祉施設等管理者	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等の対する防災知識の普及 2(1) 連携体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市長の指示等 2(4) 市長の助言・勧告 3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施																																											
第5節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課、 県	1 災害防止バトロール等の実施																																											
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備																																											
区分	機関名	主な内容																																											
第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課、建築課	1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制																																											
第2節 土砂災害の防止	県 危機管理課、土木港 湾課	1(1) 土砂災害警戒区域等の指定 1(2) 山地災害危険地区的把握 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知																																											
第3節 土砂災害対策	危機管理課、土木港 湾課	1 関連調整事項																																											
第4節 要配慮者利用施設に係る 土砂災害対策	危機管理課、土木港 湾課、 県 危機管理課、高齢介 護課、福祉課、 課保育課、学校教育 課 社会福祉施設等管理者	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等の対する防災知識の普及 2(1) 連携体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市長の指示等 2(4) 市長の助言・勧告 3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施																																											
第5節 宅地造成等の規制誘導	都市計画課、建築課、 県	1(1) 宅地造成等工事の許可等 1(2) 災害防止バトロール等の実施																																											
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備																																											
	第2節 土砂災害の防止																																												
34	2 市における措置 (2) ハザードマップの作成及び周知 ア 土砂災害に関する情報収集、伝達について (略) また、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報が発表された場合は、 <u>(追記)</u> へきなん防災メール及び報道機関 <u>(追記)</u> を通じて住民へ伝達する。	2 市における措置 (2) ハザードマップの作成及び周知 ア 土砂災害に関する情報収集、伝達について (略) また、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報が発表された場合は、碧南市LINE公式アカウント、へきなん防災メール及び報道機関等を通じて住民へ伝達する。	表記の整理																																										

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	第5節 宅地造成（追記）の規制誘導	第5節 宅地造成等の規制誘導	
37	<p>1 県（建築局（追記））及び市における措置</p> <p>(1) 宅地造成（追記）工事規制区域（追記） 県及び市町村は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</p> <p>(2) 造成宅地防災区域 (略)</p> <p>(3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略)</p>	<p>県（建築局、都市・交通局）及び市における措置</p> <p>(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害の生ずるおそれが大きい土地の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要がある区域として、県が指定し、災害防止のため必要な規制を行う。市は規制対象となる行為について許可等必要な手続きを行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 宅地危険箇所の防災パトロール (略)</p>	令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	
43	<p>7 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(5) 市は、広報車の現地派遣、防災行政無線（同報系）、<u>インターネット</u>ホームページ及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディア、ケーブルテレビ（株）キャッチネットワーク、コミュニティーFM（株）エフエムキャッチ）へきなん防災メール、緊急速報メール等の多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。</p>	<p>7 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(5) 市は、広報車の現地派遣、防災行政無線（同報系）、<u>（削除）</u>ホームページ及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディア、ケーブルテレビ（株）キャッチネットワーク、コミュニティーFM（株）エフエムキャッチ）へきなん防災メール、緊急速報メール等の多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。</p>	表記の整理
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第1節 交通関係施設対策	第1節 交通関係施設対策	
47	<p>(略)</p> <p>2 道路</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 (略)</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 道路</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 (略)</p> <p><u>(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止</u> <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設</u></p>	防災基本計画修正を踏

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	<p>(2) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策 (略)</p> <p>(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略)</p> <p>4 港湾・漁港 (略)</p> <p>(1) 港湾改修 近年の高波災害<u>(追記)</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害による被害を低減するため、埠頭用地等の嵩上げを実施する。</p>	<p><u>備の補修等を推進する。</u></p> <p><u>(3) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u> <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p> <p><u>(4) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策</u> (略)</p> <p><u>(5) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導</u> (略)</p> <p>4 港湾・漁港 (略)</p> <p>(1) 港湾改修 近年の高波災害<u>や気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害による被害を低減するため、埠頭用地等の嵩上げを実施する。</p>	まえた修正
	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
60	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。 (略)</p> <p>(オ) <u>へきなん防災メール</u> <u>(追記)</u></p>	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。 (略)</p> <p>(オ) <u>(削除)</u> <u>(防災情報配信システム)</u></p>	表記の整理
61	<p>6 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(2) 信手段の確保 (略)</p> <p>ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 (略)</p> <p><u>(エ) (追記)</u></p>	<p>6 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(2) 信手段の確保 (略)</p> <p>ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 (略)</p> <p><u>(エ) 衛生通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u></p>	

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
62	<p>なお、市で整備された防災行政無線局の通信システムは次のとおり。</p> <p>(ア) 防災行政無線（移動系）</p>	<p>県、市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</p> <p>なお、市で整備された防災行政無線局の通信システムは次のとおり。</p> <p>(ア) 防災行政無線（移動系） (図の修正)</p>	
62	<p>7 救助・救急等に係る施設・設備等</p> <p>担架等の救助用資機材及びアルファ米、クラッカー等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p>10 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想</p>	<p>7 救助・救急等に係る施設・設備等</p> <p>担架等の救助用資機材及びアルファ米、クラッcker等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p>10 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考																								
63	<p>定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>(追記)</p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要な仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p>定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要な仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>																								
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																											
73	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>防災課、庶務課、こども課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課、自主防災会</td> <td> 1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 (追記) 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記) </td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td> <td> 1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策 1(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 </td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>防災課、商工課</td> <td> 1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、こども課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課、自主防災会	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 (追記) 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)	第2節 要配慮者支援対策	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策 1(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	防災課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>危機管理課、庶務課、保育課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課、自主防災会</td> <td> 1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者等の情報把握 1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 </td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>危機管理課、高齢介護課、福祉課、こども課、保育課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td> <td> 1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策 1(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 </td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>危機管理課、商工課</td> <td> 1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 避難所の指定・整備	危機管理課、庶務課、保育課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課、自主防災会	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者等の情報把握 1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	第2節 要配慮者支援対策	危機管理課、高齢介護課、福祉課、こども課、保育課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策 1(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	危機管理課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な内容																									
第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、こども課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課、自主防災会	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 (追記) 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)																									
第2節 要配慮者支援対策	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策 1(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	防災課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築																									
区分	機関名	主な内容																									
第1節 避難所の指定・整備	危機管理課、庶務課、保育課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課、自主防災会	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者等の情報把握 1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援																									
第2節 要配慮者支援対策	危機管理課、高齢介護課、福祉課、こども課、保育課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策 1(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	危機管理課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築																									

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考						
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等							
74	<p>市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u></p> <p><u>＜一人当たりの必要占有面積＞</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>1 m²/人</u></td> <td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>2 m²/人</u></td> <td><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 m²/人</u></td> <td><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td> </tr> </table> <p><u>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p><u>＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞</u></p> <p><u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>（追記）</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>（3）ウより転記）</u></p>	<u>1 m²/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	<u>2 m²/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3 m²/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	<p>市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成する</u>よう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>
<u>1 m²/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>								
<u>2 m²/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>								
<u>3 m²/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>								
75	<p>(3) <u>（追記）</u>福祉避難所の整備</p> <p>ア 市は、<u>指定避難所内的一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>（追記）</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p>	<p>(3) <u>（3）指定</u>福祉避難所の<u>指定</u></p> <p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p>	<p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>						

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	<p>イ 市は、<u>福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。（略） <u>一時退避場所、火災時退避場所と避難所は相互に兼ねることができるが、一時退避場所、火災時退避場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難する事が不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>エ 市は、<u>（追記）</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>（追記）</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>（追記）</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>（追記）</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>（4）避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>（追記）</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション<u>（追加）</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>（追記）</u>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p>	<p>イ 市は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。（略） <u>（2）キ へ移行）</u></p> <p>エ 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>エ 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>（4）避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難<u>生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テ</p>	<p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
76	<p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に</u>、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>レビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(7) 避難者等の情報把握</u></p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努め</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
		るものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
81	<p>1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略)</p> <p>(6) 災害ケースマネジメント 市は、被災<u>地</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略)</p> <p>(6) 災害ケースマネジメント 市は、被災<u>者</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第3節 帰宅困難者対策	第3節 帰宅困難者対策	
81	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> <u>大規模災害時に歩行で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「歩行帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u></p>	定義の明確化
	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
83	<p>2 応援協定の締結等 (略)</p> <p>4 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため<u>の</u>受援体制の整備に努めるものとする。<u>特に、</u>府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(追記)</u> <u>また、</u>市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の</p>	<p>2 応援協定の締結等 (略)</p> <p>4 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保 <u>(削除)</u>府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>イ 宿泊場所等の確保 <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	促進に努めるものとする。	<p>等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>ウ 訓練等の実施</p> <p><u>(削除)</u> 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	
	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
84	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	
86	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>(追記)</u>。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資</p>	

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考																																										
90	<p>料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>（追記）</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																										
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																																											
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																											
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営																																											
99	<p>2 職員動員計画</p> <p>(3) 非常連絡及び動員 (略)</p> <p>(7) 勤務時間内の伝達方法、(1) 勤務時間外の伝達方法 図内</p> <p><u>※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。</u></p> <p>(1) 勤務時間外の伝達方法 図内</p> <p><u>※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。</u></p>	<p>2 職員動員計画</p> <p>(3) 非常連絡及び動員 (略)</p> <p>(7) 勤務時間内の伝達方法、(1) 勤務時間外の伝達方法 図内</p> <p><u>※指令の伝達は、電話、碧南市LINE公式アカウント又はへきなん防災メールを使用する。</u></p> <p>(1) 勤務時間外の伝達方法 図内</p> <p><u>※指令の伝達は、電話、碧南市LINE公式アカウント又はへきなん防災メールを使用する。</u></p>																																											
100																																													
	第2章 避難行動	第2章 避難行動																																											
105	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の発表、伝達</td> <td>名古屋地方気象台</td> <td> 1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <u>(追記)</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局、県</td> <td> 2 洪水予報の発表・伝達 3 高潮に係る水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td> 8 迅速な警報の放送 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本放送協会名古屋放送局</td> <td> 9 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(市) 本部班（防災課）、広報班（秘書課）</td> <td> 10 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他防災関係機関</td> <td> 11 気象予報警報等の伝達系統 12 異常現象の通報 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <u>(追記)</u>		中部地方整備局、県	2 洪水予報の発表・伝達 3 高潮に係る水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知		西日本電信電話株式会社	8 迅速な警報の放送		日本放送協会名古屋放送局	9 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知		(市) 本部班（防災課）、広報班（秘書課）	10 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置		その他防災関係機関	11 気象予報警報等の伝達系統 12 異常現象の通報	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の発表、伝達</td> <td>名古屋地方気象台</td> <td> 1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <u>(1) 洪水予報の発表・伝達</u> <u>(2) 予測水位情報の提供</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局、県</td> <td> 3 高潮に係る水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td> 8 迅速な警報の放送 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本放送協会名古屋放送局</td> <td> 9 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(市) 本部班（<u>防災課危機管理課</u>）、広報班（秘書課）</td> <td> 10 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他防災関係機関</td> <td> 11 気象予報警報等の伝達系統 12 異常現象の通報 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な内容	第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <u>(1) 洪水予報の発表・伝達</u> <u>(2) 予測水位情報の提供</u>		中部地方整備局、県	3 高潮に係る水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知		西日本電信電話株式会社	8 迅速な警報の放送		日本放送協会名古屋放送局	9 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知		(市) 本部班（ <u>防災課危機管理課</u> ）、広報班（秘書課）	10 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置		その他防災関係機関	11 気象予報警報等の伝達系統 12 異常現象の通報	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主な内容																																											
第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <u>(追記)</u>																																											
	中部地方整備局、県	2 洪水予報の発表・伝達 3 高潮に係る水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知																																											
	西日本電信電話株式会社	8 迅速な警報の放送																																											
	日本放送協会名古屋放送局	9 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知																																											
	(市) 本部班（防災課）、広報班（秘書課）	10 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置																																											
	その他防災関係機関	11 気象予報警報等の伝達系統 12 異常現象の通報																																											
区分	機関名	主な内容																																											
第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <u>(1) 洪水予報の発表・伝達</u> <u>(2) 予測水位情報の提供</u>																																											
	中部地方整備局、県	3 高潮に係る水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知																																											
	西日本電信電話株式会社	8 迅速な警報の放送																																											
	日本放送協会名古屋放送局	9 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知																																											
	(市) 本部班（ <u>防災課危機管理課</u> ）、広報班（秘書課）	10 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置																																											
	その他防災関係機関	11 気象予報警報等の伝達系統 12 異常現象の通報																																											

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
106	<p>(略)</p> <p>2 洪水予報（中部地方整備局、県及び名古屋地方気象台等における措置）</p> <p><u>(1) 洪水予報の発表・伝達</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>11 気象警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p>	<p>(略)</p> <p>2 洪水予報（中部地方整備局、県及び名古屋地方気象台等における措置）</p> <p><u>(1) 洪水予報の発表・伝達</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 予測水位情報の提供</u></p> <p>中部地方整備局は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び名古屋地方気象台に提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 気象警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p>	表記の整理
108			伝達系統図の更新

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考																																																						
	第2節 避難情報																																																								
114	<p>1 市における措置 (略) (6) 避難の措置と周知 e ラジオ・テレビ放送等による伝達 NHK、ケーブルテレビ（株）キャッチネットワーク、コミュニティFM（株）エフエムキャッチ）その他民間放送局に対して、避難指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、知事を通じて放送について協力を依頼するとともに、<u>インターネット</u>ホームページ及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディア、電話（携帯電話を含む）、無線、FAX等を活用し周知徹底を図るものとする。 (略) ※ このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、<u>インターネット</u>ホームページ等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p>																																																								
	<p>1 市における措置 (略) (6) 避難の措置と周知 e ラジオ・テレビ放送等による伝達 NHK、ケーブルテレビ（株）キャッチネットワーク、コミュニティFM（株）エフエムキャッチ）その他民間放送局に対して、避難指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、知事を通じて放送について協力を依頼するとともに、<u>（削除）</u>ホームページ及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディア、電話（携帯電話を含む）、無線、FAX等を活用し周知徹底を図るものとする。 (略) ※ このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、<u>（削除）</u>ホームページ等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p>																																																								
	第3節 住民等の避難誘導等																																																								
117	図中																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>指揮者</th> <th>団員数</th> <th>団員数 令和6年 4月以降</th> <th>分 団 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団</td> <td>第1分団長</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）</td> </tr> <tr> <td>第1分隊</td> <td>第1分隊長</td> <td>19</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>第2分団長</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>大浜全区域</td> </tr> <tr> <td>第2分隊</td> <td>第2分隊長</td> <td>19</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>第3分団長</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）</td> </tr> <tr> <td>第3分隊</td> <td>第3分隊長</td> <td>19</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>第5分団長</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>旭全区域</td> </tr> <tr> <td>第5分隊</td> <td>第5分隊長</td> <td>19</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>第6分団長</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>西端全区域</td> </tr> <tr> <td>第6分隊</td> <td>第6分隊長</td> <td>19</td> <td>17</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		分団名	指揮者	団員数	団員数 令和6年 4月以降	分 団 区 域	第1分団	第1分団長	22	21	新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）	第1分隊	第1分隊長	19	17		第2分団	第2分団長	22	21	大浜全区域	第2分隊	第2分隊長	19	17		第3分団	第3分団長	22	21	棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）	第3分隊	第3分隊長	19	17		第5分団	第5分団長	22	21	旭全区域	第5分隊	第5分隊長	19	17		第6分団	第6分団長	22	21	西端全区域	第6分隊	第6分隊長	19	17	
分団名	指揮者	団員数	団員数 令和6年 4月以降	分 団 区 域																																																					
第1分団	第1分団長	22	21	新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）																																																					
第1分隊	第1分隊長	19	17																																																						
第2分団	第2分団長	22	21	大浜全区域																																																					
第2分隊	第2分隊長	19	17																																																						
第3分団	第3分団長	22	21	棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）																																																					
第3分隊	第3分隊長	19	17																																																						
第5分団	第5分団長	22	21	旭全区域																																																					
第5分隊	第5分隊長	19	17																																																						
第6分団	第6分団長	22	21	西端全区域																																																					
第6分隊	第6分隊長	19	17																																																						
図中																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>指揮者</th> <th>団員数 令和7年 4月以降</th> <th>分 団 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団</td> <td>第1分団長</td> <td>21</td> <td>新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）</td> </tr> <tr> <td>第1分隊</td> <td>第1分隊長</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>第2分団長</td> <td>21</td> <td>大浜全区域</td> </tr> <tr> <td>第2分隊</td> <td>第2分隊長</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>第3分団長</td> <td>21</td> <td>棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）</td> </tr> <tr> <td>第3分隊</td> <td>第3分隊長</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>第5分団長</td> <td>21</td> <td>旭全区域</td> </tr> <tr> <td>第5分隊</td> <td>第5分隊長</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td>第6分団長</td> <td>21</td> <td>西端全区域</td> </tr> <tr> <td>第6分隊</td> <td>第6分隊長</td> <td>14</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		分団名	指揮者	団員数 令和7年 4月以降	分 団 区 域	第1分団	第1分団長	21	新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）	第1分隊	第1分隊長	14		第2分団	第2分団長	21	大浜全区域	第2分隊	第2分隊長	14		第3分団	第3分団長	21	棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）	第3分隊	第3分隊長	14		第5分団	第5分団長	21	旭全区域	第5分隊	第5分隊長	14		第6分団	第6分団長	21	西端全区域	第6分隊	第6分隊長	14													
分団名	指揮者	団員数 令和7年 4月以降	分 団 区 域																																																						
第1分団	第1分団長	21	新川全区域、中央地区（道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4）																																																						
第1分隊	第1分隊長	14																																																							
第2分団	第2分団長	21	大浜全区域																																																						
第2分隊	第2分隊長	14																																																							
第3分団	第3分団長	21	棚尾全区域、中央地区（中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町）																																																						
第3分隊	第3分隊長	14																																																							
第5分団	第5分団長	21	旭全区域																																																						
第5分隊	第5分隊長	14																																																							
第6分団	第6分団長	21	西端全区域																																																						
第6分隊	第6分隊長	14																																																							

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	第3章 災害情報の収集・伝達	第3章 災害情報の収集・伝達	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
122	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局、関係局）の措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集</p> <p>県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機（<u>追記</u>）を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局、関係局）の措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集</p> <p>県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第3節 広報		
130	<p>(略)</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市民への広報</p> <p>(ウ) <u>インターネット</u>ホームページ掲載及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディアによる情報提供</p> <p>(略)</p> <p>(エ) <u>へきなん防災メール</u>の利用</p> <p>(カ) 緊急速報メールの利用</p> <p>(追記)</p> <p>(カ) その他（印刷物、市内広報板、連絡委員等）</p>	<p>(略)</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市民への広報</p> <p>(ウ) <u>（削除）</u>ホームページ掲載及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディアによる情報提供</p> <p>(略)</p> <p>(エ) <u>碧南市LINE公式アカウント</u>の利用</p> <p>(カ) <u>へきなん防災メール</u>の利用</p> <p>(カ) 緊急速報メールの利用</p> <p>(コ) <u>災害用電話サービスの利用</u></p> <p>(カ) その他（印刷物、市内広報板、連絡委員等）</p>	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第6節 防災活動拠点	第6節 防災活動拠点	
140	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>（追記）</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やか</u></p>	表記の整理 防災基本計

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考																
		に、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。	画修正を踏まえた修正																
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策																	
147	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>（追記）</u>医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被 害 発 生 中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療 調整会議による保健医療に関する情報収集 → ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 → ○J D A Tの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被 害 発 生 中	事 後	県	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療 調整会議による保健医療に関する情報収集 → ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 → ○J D A Tの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → 			<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事 前</th> <th>被 害 発 生 中</th> <th>事 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療 調整会議による保健医療に関する情報収集 → ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 → ○J D A Tの派遣要請 → ○<u>災害支援ナースの派遣調整・要請</u> → ○保健活動及び心のケア → ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事 前	被 害 発 生 中	事 後	県	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療 調整会議による保健医療に関する情報収集 → ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 → ○J D A Tの派遣要請 → ○<u>災害支援ナースの派遣調整・要請</u> → ○保健活動及び心のケア → ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → 			医療法の改正に伴う修正
機関名	事 前	被 害 発 生 中	事 後																
県	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療 調整会議による保健医療に関する情報収集 → ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 → ○J D A Tの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → 																		
機関名	事 前	被 害 発 生 中	事 後																
県	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療 調整会議による保健医療に関する情報収集 → ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 → ○J D A Tの派遣要請 → ○<u>災害支援ナースの派遣調整・要請</u> → ○保健活動及び心のケア → ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → 																		
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生																	
152	<p>1 市における措置</p> <p>（略）</p> <p>（2）防疫活動</p> <p>（略）</p> <p>エ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>（追記）</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>（略）</p> <p>（2）防疫活動</p> <p>（略）</p> <p>エ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」</u>を踏まえ、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策																	

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
162	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>2 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 (略) ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施するものとする。 <u>(追記)</u></p> <p><u>イ</u> ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (略)</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）による活動支援必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、<u>(追記)</u> 被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</p>	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>2 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 (略) ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施するものとする。</p> <p><u>イ 道路管理用カメラ等の活用及び官民のプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握するとともに、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握する。</u></p> <p><u>ウ</u> ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。</p> <p><u>オ</u> 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (略)</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）による活動支援必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、<u>ヘリ、無人航空機等を活用した</u>被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
177	<p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボール</u></p>	防災基本計画修正を踏

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
178	<p>(略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>(追記)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p>	<p><u>ルベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 <u>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></u></p> <p><u>(10) 在宅避難者等の支援拠点</u> <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(11) 車中泊避難を行うためのスペース</u> <u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> (略)</p>	<p>まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
179	<p><u>(11) ペットの取扱</u> 必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育場所や飼育ルールを飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u> (略)</p> <p><u>(13) 感染症対策</u> (略)</p>	<p><u>(13) ペットの取扱</u> 必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養場所や飼養ルールを飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(14) 避難の長期化に伴う対応</u> <u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(ア) プライバシーの確保状況</p> <p>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</p> <p>(ウ) 洗濯等の頻度</p> <p>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</p> <p>(カ) 食料の確保、配食等の状況</p> <p>(キ) し尿及びごみの処理状況</p> <p>(ク) 避難者の健康状態</p> <p>(ケ) 指定避難所の衛生状態</p> <p><u>(15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u> (略)</p> <p><u>(16) 感染症対策</u> (略)</p>	防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正 防災基本計画修正を踏まえた修正
180	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している<u>避難所の供与等の事務については、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる</u>。ただし、災害派遣福祉チーム<u>(D C A T) (追記)</u>の編成・派遣については、県が実施する。</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している<u>ため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる</u>。ただし、災害派遣福祉チーム<u>(D W A T)</u>や<u>災害支援ナース</u>の編成・派遣については、県が実施する。</p>	表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
182	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記)</u> 夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>ものとする</u>。</p>	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする</u>。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置	
200	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>(追記)</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>（略）</p> <p>3 市及び防災関係機関における措置</p> <p>（略）</p>	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。</u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>（略）</p> <p>3 市及び防災関係機関における措置</p> <p>（略）</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
201	<p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイアレス）に<u>災害時モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</p>	<p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイアレス）に<u>災害モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</p>	表記の整理

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	第8節 ライフライン施設の応急復旧	第8節 ライフライン施設の応急復旧	
202	<p>1 市及びライフライン事業者等における措置（追記）</p> <p>（略）</p> <p>（2）ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開（追記）</p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p>（追記）</p>	<p>1 市及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用（略）</p> <p>（2）ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開及び海路・空路の活用</p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第24章 住宅対策	第24章 住宅対策	
249	<p>■ 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（追記）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
255	<p>1 市における措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（追記）</p>	<p>1 市における措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	
265	<p>1 各施設管理者における措置</p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急性の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p>（追記）</p> <p>（略）</p> <p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>（略）</p>	<p>1 各施設管理者における措置</p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急性の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>（略）</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
266	<p>(2) 要綱等 ア (略) イ (略)</p> <p><u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u></p>	<p>(2) 要綱等 ア (略) イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
	第3章 災害廃棄物（追記）処理対策	第3章 災害廃棄物等処理対策	
269	<p>■ 基本方針 市町村及び県は、被災状況に即した災害廃棄物（追記）の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置 区分 災害廃棄物（追記）処理対策 (略) 災害廃棄物（追記）処理対策 (略)</p>	<p>■ 基本方針 市町村及び県は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置 区分 災害廃棄物等処理対策 (略) 災害廃棄物等処理対策 (略)</p>	表記の整理 表記の整理

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考																								
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援																									
272	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付</td><td>(市)巡視・調査班(税務課)</td><td>1 罹災証明書の交付</td></tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>(市)巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)</td><td>1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr> <tr> <td>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>(市)福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会(追記)</td><td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 (追記)</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付	(市)巡視・調査班(税務課)	1 罹災証明書の交付	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市)巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(市)福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会(追記)	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 (追記)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付</td><td>(市)巡視・調査班(税務課)</td><td>1 罹災証明書の交付</td></tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>(市)巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課保育課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課財政課)、行政課</td><td>1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr> <tr> <td>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>(市)福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課財政課)、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課保育課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会(追記)</td><td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 6 特別行政相談活動の実施</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付	(市)巡視・調査班(税務課)	1 罹災証明書の交付	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市)巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課保育課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課財政課)、行政課	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(市)福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課財政課)、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課保育課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会(追記)	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 6 特別行政相談活動の実施	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主な措置																									
第1節 罹災証明書の交付	(市)巡視・調査班(税務課)	1 罹災証明書の交付																									
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市)巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施																									
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(市)福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会(追記)	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 (追記)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 罹災証明書の交付	(市)巡視・調査班(税務課)	1 罹災証明書の交付																									
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市)巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課保育課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課財政課)、行政課	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施																									
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(市)福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課財政課)、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課保育課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会(追記)	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 6 特別行政相談活動の実施																									
	第1節 罹災証明書の交付	第1節 罹災証明書の交付																									
273	<p>1市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p>	<p>1市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	表記の整理																								

碧南市地域防災計画（風水害等災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2025年5月修正）	備考
	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
275	<p>(略) 5県社会福祉協議会における措置 (略) <u>(追記)</u></p>	<p>(略) 5県社会福祉協議会における措置 (略) 6 中部管区行政評価局の措置 <u>被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第5章 商工業・農林水産業の再建支援	第5章 商工業・農林水産業の再建支援	
	第1節 商工業の再建支援	第1節 商工業の再建支援	
279	<p>1 市における措置 (1) 支援情報の提供及び相談窓口<u>の設置</u> 市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</p>	<p>1 市における措置 (1) 支援情報の提供及び相談窓口<u>における相談対応</u> 市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</p>	表記の整理